

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

横手市は平成17年10月1日に8市町村の合併により誕生し、人口は85,555人と、秋田市に次ぐ県下第2の都市である（令和2年国勢調査）。

しかし、令和22(2040)年には当市の人口は58,985人となり、約31%減少すると見込まれており、とりわけ生産年齢人口においては、25,394人と約41%減少すると予測されている中で、人口減少による地域経済の縮小が懸念される（国立社会保障・人口問題研究所の令和2年以降の推計）。

一方、当市の就業者数は44,009人で、産業別の構成比は、第1次産業14.8%、第2次産業25.3%、第3次産業59.9%（令和2年国勢調査）である。

第1次産業については、豊富な水資源と肥沃な土壌を活かし、米、果実、野菜の栽培が盛んに行われており、農業生産額は262億円と県内トップ（令和3年市町村別農業産出額（推計））である。

第2次産業については、製造品出荷額上位から輸送用機械器具製造業384億円(34.1%)、生産用機械器具製造業174億円(15.5%)、プラスチック製造業112億円(9.9%)である。製造品出荷額の3割以上を輸送用機械器具製造業が占め、また、当該業種における従事者数は県内従事者数の71.1%を占めるなど、当市は県内随一の自動車関連産業の集積地となっている（令和3年経済センサスー活動調査）。

第3次産業については、全産業就業者数の59.9%を占めており、中でも「卸売業、小売業」「医療、福祉」の従事者数が約半数を占めている（令和2年国勢調査）。

市内における有効求人倍率は、1.04倍（令和5年3月現在）で9ヶ月連続で前年同月を下回っている。一方で、市内の中小企業は、人口減少、特に若者の県外流出による人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の事業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、ここで働きたい、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、当市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、秋田県内の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するため、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

横手市の産業は、基幹産業である農業のほか、卸売・小売業、建設業、サービス業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済並びに雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

横手市の産業は、旧横手市を中心とした市街地エリア、国道13号及び107号等の幹線道路周辺、旧町村部を主とした平野部並びに山間部と広域に立地している。

これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

横手市の産業は、基幹産業である農業のほか、卸売・小売業、建設業、サービス業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済並びに雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組についても、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日から令和7年6月18日の2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組については、雇用の安定への配慮から、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、健全な地域経済の発展への配慮から、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

市税を滞納している者については、納税の円滑化及び公平性の観点から、先端設備等導入計画の認定の対象としない。